

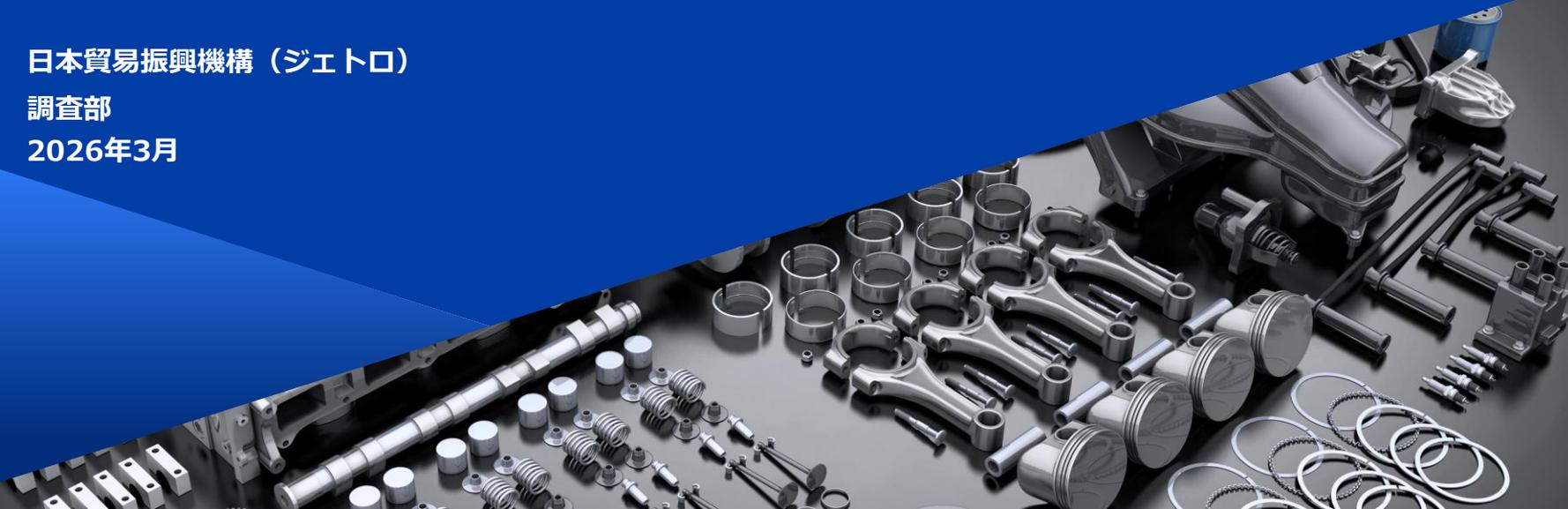


# EU炭素国境調整メカニズム（CBAM） に対応する排出量の算定実務マニュアル

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部

2026年3月



# 目次

<b>I. CBAM規則の概要</b>	<b>6</b>
1. CBAMとはなにか	7
2. 日系企業への影響	8
<b>II. 排出量の算定実務マニュアル</b>	<b>9</b>
1. 対象セクター・製品と報告する排出の種類	10
2. 排出量算定に必要なステップ	11
1. 対象製品の特定	12
2. 統合製品カテゴリの特定	13
3. 施設と生産プロセスの特定	14
4. 前駆体の特定	16
5. 施設の排出量の算定	20
6. 生産プロセスへの排出量の帰属	23
7. 前駆体の排出量の算定	24
8. 製品の特定体化排出量の算定	25
9. 算定困難な場合に利用するデフォルト値	26
3. 排出量の報告	29
<b>主な参考資料</b>	<b>33</b>

# はじめに

本レポートは、EU炭素国境調整メカニズム（CBAM）に対応するために排出量計算を必要とされている企業を主な対象として作成したものです。特に、CBAMの対象セクターである鉄鋼製品を例に取り、排出量算定の基本的な考え方を掴んでいただくことを目的としています。

本レポートは、CBAM規則対応の中核である排出量算定を対象とした解説書です。CBAM規則（EU2023/956）および排出量の算出方法に関する実施規則（EU2025/2547）を中心に、各種資料の内容をできるだけわかりやすく整理し、排出量算定に取り組む企業が実務で利用しやすいようにまとめています。

## 【留意事項】

- 本レポートは、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社に委託し作成した。
- 本レポートの内容は、2026年2月10日時点で入手可能な情報に基づく。
- CBAMにおける排出量モニタリング方法には複数あるが、本レポートでは「計算ベースの方法（calculation-based methodology）」を前提に説明を構成している。「測定ベースの方法（measurement-based methodology）」を採用する場合には、原文の公式資料をご参照ください。
- 記載内容はあくまで参考情報であり、本レポートの内容の正確性や完全性を保証するものではない。また、その後の制度変更や追加ガイダンスにより内容が変更される可能性があるため、最新情報は欧州委員会のウェブサイトや法令原文をご参照ください。

# 主な用語の定義（1/2）

用語	解説
直接排出量 direct emissions	製品の生産工程から生じる排出で、生産工程で消費される加熱や冷却生産から生じる排出も含む。 加熱や冷却の生産場所は問わない
間接排出量 indirect emissions	製品の生産工程で消費される電力の生産に伴う排出で、消費される電力がどこで生産されたかは問わない
体化排出量 embedded emissions	製品の生産中に発生する直接排出と、製造工程で消費される電力の生産に伴う間接排出
前駆体 precursors	CBAM規則附属書Iに定められた製品の一覧に含まれる、生産工程への投入材料
機能単位 functional unit	製品の体化排出量を計算する際に使用される基準単位
活動量 activity level	同一の機能単位が適用される製品の数量であり、報告期間中に生産工程のシステム境界内で生産されたもの
システム境界 system boundary	同一の統合製品カテゴリの下で、製品の体化排出量の計算に含まれる化学的または物理的な工程の集合
統合製品カテゴリ aggregated goods categories	製品の生産工程のシステム境界を決定するためのカテゴリ。排出量計算に関する実施規則附属書Iの第2項表1にCNコード別に定められている

(出所) CBAM規則、排出量の算出方法に関する実施規則

## 主な用語の定義（2/2）

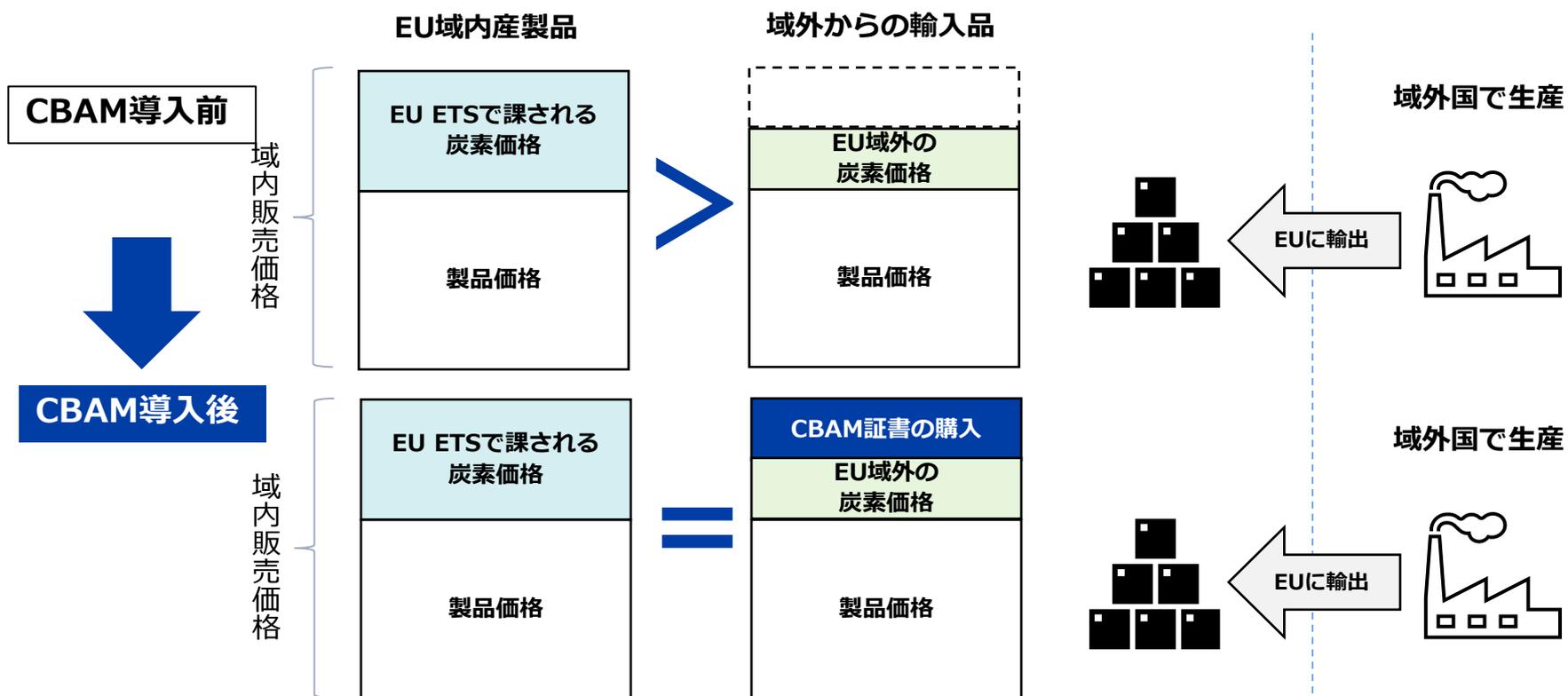
用語	解説
特定体化排出量 specific embedded emissions	製品に含まれる直接または間接体化排出量を意味し、製品の機能単位当たりのCO2e排出量（tCO2e）で表される
施設 installation	生産プロセスが行われる固定された技術的設備。1つ以上の生産プロセスから構成される
生産プロセス production process	施設内で製品を製造するために行われる化学的および物理的な工程
生産ルート production route	製品を製造するために生産プロセスで使用される特定の技術

（出所）CBAM規則、排出量の算出方法に関する実施規則

# I . CBAM規則の概要

# 1 | CBAMとはなにか

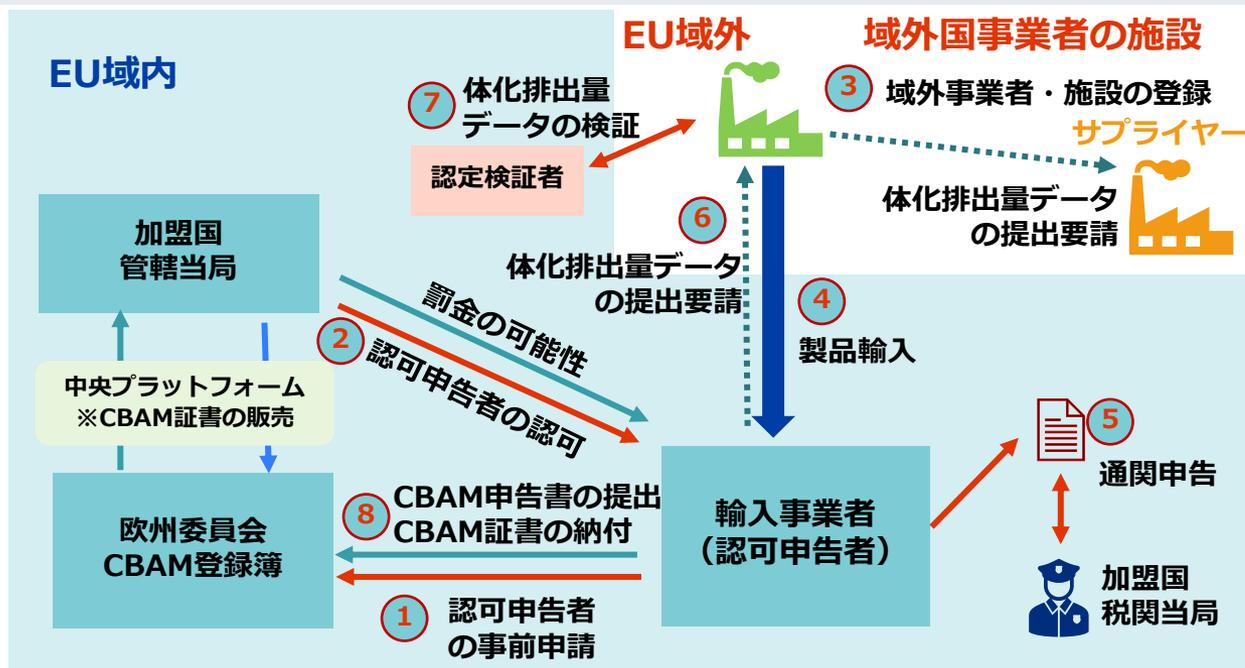
- 炭素国境調整メカニズム（Carbon Border Adjustment Mechanism、CBAM）とは、EU排出量取引制度（EU ETS）に基づいて域内で生産される対象製品に課される炭素価格に対応した価格を、域外から輸入される対象製品に課す制度。
- 企業が生産拠点を規制の緩い国や地域に移転し、海外でのCO2排出が増加する「カーボンリーケージ（炭素漏出）」を防ぐことで、世界の排出削減に貢献し、EU企業の競争力を維持させる狙いがある。



(参考) 環境省 脱炭素ポータル【有識者に聞く】EUによる炭素国境調整措置（CBAM）から読み解くカーボンプライシング

## 2 | 日系企業への影響

- CBAMにおける報告とCBAM証書の購入義務は、EU域内の輸入事業者（認可申告者）が負う。域外施設で生産した対象製品をEU域内に輸出する企業は、輸入事業者から体化排出量に関する情報提供が求められる。
- EU域内へ輸出する企業のサプライチェーンに関係する企業も、間接的に影響を受ける可能性がある。



- ①対象製品の年間輸入量50トンを超える見込みの輸入事業者は、認可申告者の事前申請が必要。対象製品の税関申告書を提出するEU域内輸入事業者が認可申告者となる。もしくは、輸入事業者が域外に設立され、かつ報告義務に同意している場合、税関申告書を提出する間接的通関代理人が認可申告者となる。
- ②管轄当局が認可申告者の地位を認可。認可後、CBAM登録簿へのアクセスに必要な口座番号を付与。
- ③域外国事業者も要請すれば、事業者・施設の情報 CBAM登録簿に登録可能。登録施設で生産された対象製品の場合、認可申告者は体化排出量の検証でこの開示された情報を使用できる。
- ④CBAM対象製品の輸入 ⑤通常通りの通関手続き
- ⑥EU域内の認可申告者は、域外国事業者・施設の体化排出量データを収集。デフォルト値の利用も可能。
- ⑦CBAM申告書に記載する体化排出量の認定検証者による検証を受ける。デフォルト値を使用して報告する場合、第三者検証は不要。
- ⑧前暦年分の申告情報を、毎年9月30日までにCBAM登録簿から提出する。CBAM申告書に記載した前年1年間の体化排出量に相当する数のCBAM証書を中央プラットフォームで購入し、CBAM登録簿から納付。

### EU域内の現地法人

- 域内子会社などが域内で対象製品を輸入している場合、認可申告者としてCBAMにおける報告義務とCBAM証書の購入義務を負う。
- 域外からの原材料調達で間接コストの増加が見込まれる。

### EUに対象製品を輸出する企業

- EUの輸入事業者から体化排出量データの提供を求められる。
- 域内の輸入事業者が体化排出量の低い製品を選ぶ傾向が強まると予想され、排出量を削減する圧力が強まる。

### 輸出企業の取引先・外注先

- 輸出企業から、原材料や委託加工などに関する体化排出量データの提供を求められる可能性がある。

## Ⅱ. 排出量の算定実務マニュアル

# 1 | 対象セクター・製品と報告する排出の種類

- 対象セクターは、セメント、肥料、鉄鋼、アルミニウム、化学（当面は水素のみ）、電力。ただし輸入者あたりCBAM対象製品の年間輸入量が50トン以下の場合の対象外。
- 報告対象となる温室効果ガスや排出の種類はセクター別に異なる。

CBAM規則の対象セクターと報告要件

CBAM対象セクター※1	対象となる温室効果ガス			報告する排出の種類	排出量の報告単位	排出量の報告期間
	二酸化炭素(CO2)	亜酸化窒素(N2O)	パーフルオロカーボン(PFC)			
セメント	●	—	—	直接排出 間接排出	CO2換算t/t (製品生産量)	暦年 (輸入日が含まれる年の1月1日～12月31日) ※4
肥料	●	● ※2	—			
鉄鋼	●	—	—	直接排出のみ※3	施設単位ではなく製品ごとに算出	
アルミニウム	●	—	●			
水素	●	—	—			
電力	●	—	—	直接排出のみ	CO2t/MWh	

※1 適用除外：◇輸入者当たりCBAM対象製品の年間輸入量が50トン以下の場合◇域外からの個人旅行者の荷物に含まれ150ユーロを超えない製品 ◇軍事目的の製品

※2 無水アンモニアおよびアンモニア水（CNコード2814）、尿素（CNコード3102 10）以外

※3 鉄鋼のうち「鉄鋳（精鋳および焼いた硫化鉄鋳を含む）：凝結させたもの」（CNコード2601 12 00）は直接排出量と間接排出量が対象。

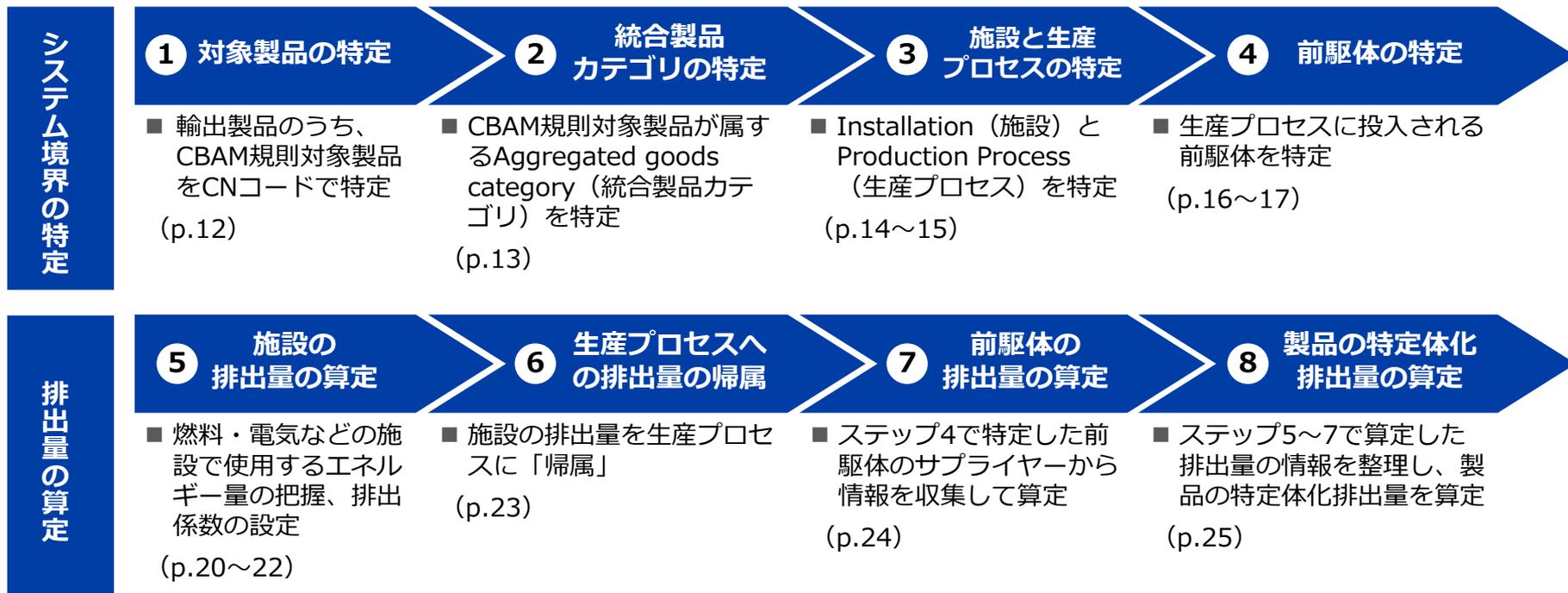
※4 実際の生産時期を特定できる十分な証拠がある場合、その暦年を報告期間とすることができる（電力を除く）。

（出所）CBAM規則付属書I、付属書II、排出量の算出方法に関する実施規則

## 2 | 排出量算定に必要なステップ

- 体化排出量は、**対象製品・統合製品カテゴリ・生産施設・生産プロセスおよび前駆体を特定し、システム境界を確定した上で算定**する。
- 施設・生産プロセス・前駆体の体化排出量を算定した後、最後に製品の特定体化排出量を算定する。

### 排出量算定のステップ



## 2-1 | 対象製品の特定

- 輸出者はEUの関税品目分類であるCNコードを用いて、輸出する製品がCBAM規則の対象かどうかを特定する（ただし、CNコードの確定権限は輸入国税関にあるため、正式なCNコードの把握のためには、輸入者を通して当局に確認をとるか、事前教示制度※1を利用する）。

### 例：CNコード7307と7308を輸出している場合

CNコードが4桁で記載されている場合、4桁レベルで一致するすべての製品が対象となる

分類	CNコード	製品
鉄鋼	7305	鉄鋼製のその他の管（溶接、リベット接合、その他これらに類する接合をしたものなど）で、横断面が円形のもので、外径が406.4ミリメートルを超えるもの
	7306	鉄鋼製のその他の管および中空の型材（オープンシームのものおよび溶接、リベット接合、その他これらに類する接合をしたものなど）
	7307	鉄鋼製の管用継手（カップリング、エルボー、スリーブなど）
	7308	構造物およびその部分品（鉄鋼製のものに限る。橋、橋げた、水門、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、シャッター、手すり、柱など。第94.06項のプレハブ建築物を除く）ならびに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、型材、管、その他これらに類する物品
	7309 00	鉄鋼製の貯蔵タンク、その他これに類する容器（内容積が300リットルを超えるもので、内張りしてあるかないか、または断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用または液化ガス用のもの、および機械装置または加熱用もしくは冷却用の装置を有するものを除く）
	7310	鉄鋼製のタンク、たる、ドラム、缶、箱、その他これらに類する容器（内容積が300リットル以下のもので、内張りしてあるかないか、または断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用または液化ガス用のもの、および機械装置または加熱用もしくは冷却用の装置を有するものを除く）

※1 物品の輸入申告よりも前の時点で、HSコード（CNコード）や関税率（関税額）などの開示を受けることができる制度。  
（出所）CBAM規則付属書I

※その他の対象製品のCNコードについては、基礎編「表1：CBAMの対象製品」（p.6～7）参照。

## 2-2 | 統合製品カテゴリの特定

- 輸出者はCBAM対象製品のCNコードに対応した統合製品カテゴリを特定する。

### 例：CNコード7307と7308を輸出している場合

統合製品カテゴリ Aggregated goods category	製品CNコード	説明
鉄または鋼製品 (Iron or steel products)	以下を含む： 7205、7208-7217、 7219-7223、7225- 7229、7301-7311、 7318、 7326	7205 - 鋳鉄、スピゲル鉄、鉄または鋼の顆粒および粉末（鋳鉄カテゴリにカバーされていない場合）
		7208 - 幅 600mm 以上の鉄または非合金鋼の熱間圧延品で、クラッド、メッキまたはコーティングされていないもの
		7209 - 幅 600mm 以上の鉄または非合金鋼の冷間圧延品（冷間減少）で、クラッド、メッキまたはコーティングされていないもの
		~~~~~
		7307 - 鉄鋼製の管用継手（カップリング、エルボー、スリーブなど）
		7308 - 構造物およびその部分品（鉄鋼製のものに限る。橋、橋げた、水門、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、シャッター、手すり、柱など。第94.06項のプレハブ建築物を除く）ならびに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管、その他これらに類する物品

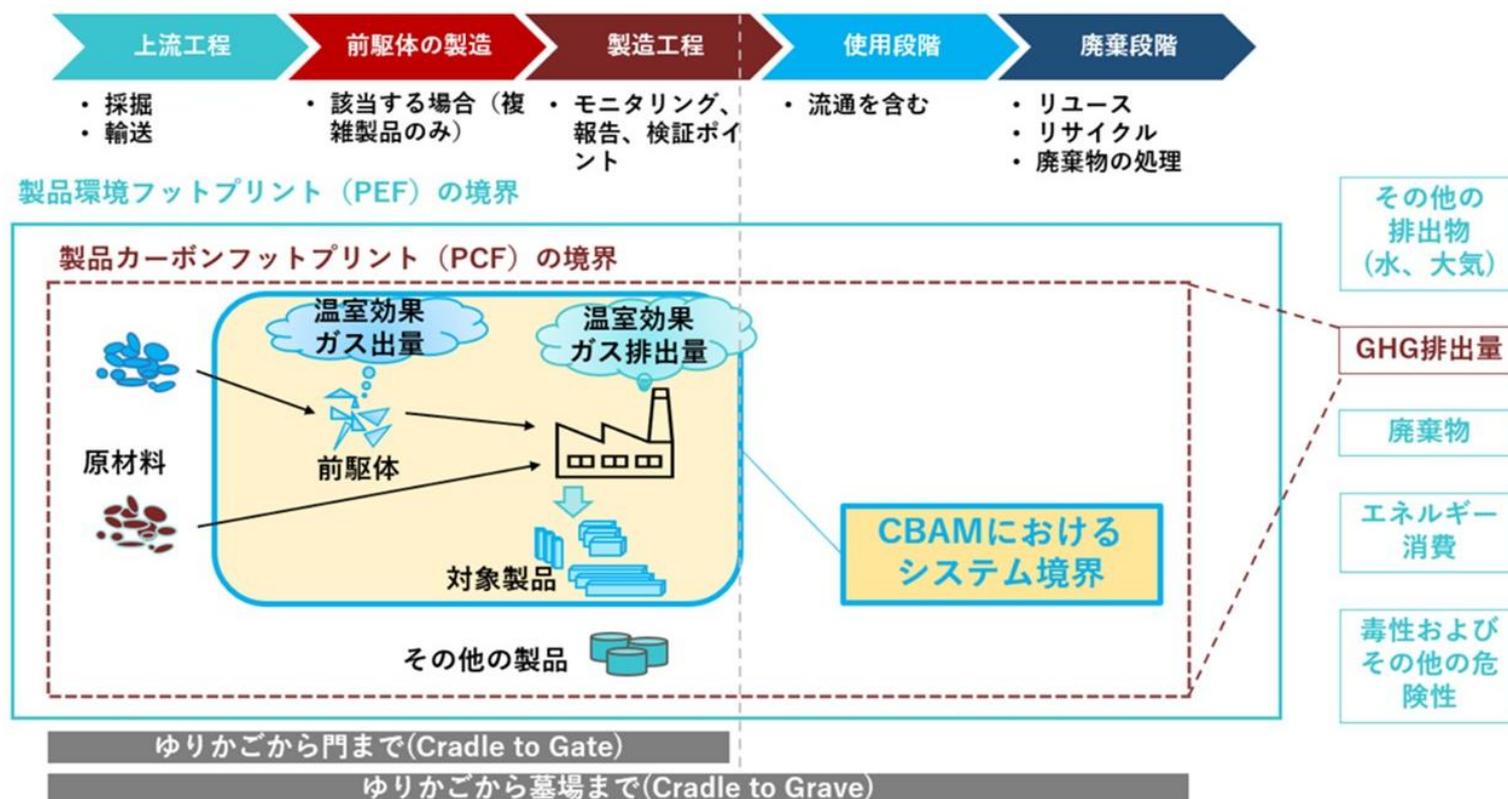
輸出製品がCNコード7307、7308なら、  
統合製品カテゴリは「鉄または鉄鋼品」

(出所) 排出量の算出方法に関する実施規則付属書I表1

## 2-3 | 施設と生産プロセスの特定 (1/2)

- CBAM規則が体化排出量の算定対象とするライフサイクルの範囲（システム境界）は、**製品およびその前駆体の製造工程のみ**。
- 製品ライフサイクル全体を対象とする**製品カーボンフットプリント（PCF）の範囲とは異なる**。

### 製品フットプリントの範囲とCBAM要件の比較

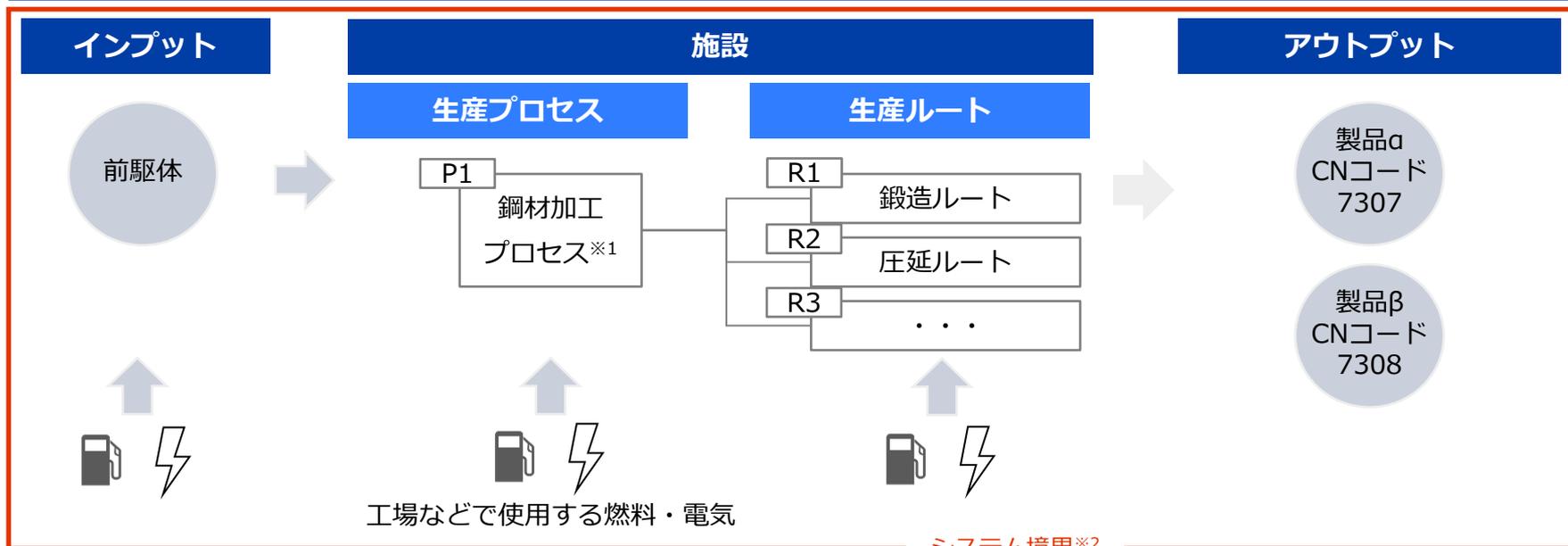


GUIDANCE DOCUMENT ON CBAM IMPLEMENTATION FOR INSTALLATION OPERATORS OUTSIDE THE EU Figure 6-1より作成

## 2-3 | 施設と生産プロセスの特定 (2/2)

- 対象製品の施設・生産プロセスと、必要に応じて生産ルートをそれぞれ定義し、システム境界を明確化する。システム境界は統合製品カテゴリーごとに定義する。
- 外注先は施設から外して考えることができるが、システム境界（算定対象）には含まれる。

イメージ図：CBAM規則のシステム境界と施設・生産プロセス（CNコード7307と7308の製造例）



- ※1 対象セクターによってシステム境界や生産プロセスの特定に条件がある。詳細は排出量の算出方法に関する実施規則第4条および付属書Iを参照のこと。
- ※2 CO<sub>2</sub>排出を伴う生産プロセスに直接または間接的に関連するすべての工程はシステム境界に含まれる。ただし鉄鋼製品はめっき、切断、溶接、鉄鋼製品の仕上げ工程が、アルミニウム製品については切断、溶接、仕上げ工程がシステム境界から除外されているため、排出量算定の対象外とすることができる。（出所）CBAM規則、排出量の算出方法に関する実施規則付属書I、EU域外の施設事業者のためのCBAM実施に関するガイダンス文書

## 2-4 | 前駆体の特定 (1)

- 前駆体とは、CBAM対象製品のうち、自社製品の製造に直接投入される中間素材のこと。
- 製品同様に、CNコードを基準に前駆体かどうかを確認する。

### 前駆体の特定フロー



#### Note

鉄鋼製品を製造する企業Aは、一次サプライヤーから供給される中間素材aが、CBAM規則に照らして前駆体かどうかを判定し、その前駆体の体化排出量情報を一次サプライヤーから入手する必要がある (P.24参照)。一次サプライヤー側は、素材aにさらに前駆体が存在する場合、同様に二次サプライヤーから体化排出量データを取得して素材aの前駆体排出として組み込む必要がある。

## 2-4 | 前駆体の特定（2）（参考）

- CNコードが特定できない場合等の参考として、CBAM移行期間の実施規則内では、CBAM対象製品の統合製品カテゴリに対応した前駆体の例が記載されている。

表：鉄鋼セクターの前駆体の例（CBAM移行期間の実施規則より）

統合製品カテゴリ	生産ルート	前駆体の例※
焼結鉱石	—	なし
合金鉄（FeMn、FeCr、FeNi）	—	工程で使用されている場合は焼結鉱石
銑鉄	高炉	水素、焼結鉱、合金鉄、銑鉄/DRI（後者は他の施設または生産工程から入手し、工程で使用する場合）
	溶融還元炉	
直接還元鉄（DRI）	—	水素、焼結鉱石、合金鉄、銑鉄/DRI（後者は他の施設または生産工程から入手し、工程で使用する場合）
粗鋼	基本酸素製鋼	合金鉄、銑鉄、DRI、粗鋼（後者は他の施設または生産工程から入手し、工程で使用する場合）
	電気アーク炉	
鉄または鋼製品	—	合金鉄、銑鉄、DRI、粗鋼、鉄または鋼製品（工程で 사용되는場合）

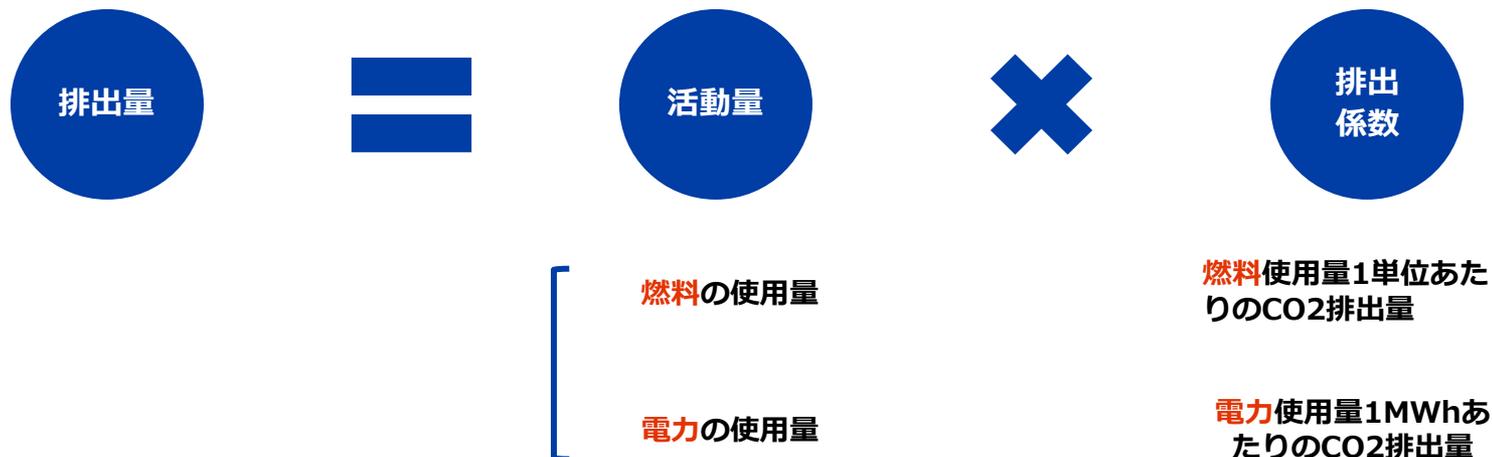
※ CBAM対象製品が中間素材として生産プロセスに投入された場合、すべて前駆体として扱われるが、CNコードを基に当該素材がCBAM対象かどうかを仕入段階で確実に判断するのは困難であると想定される。そのため本スライドでは、統合製品カテゴリごとの関連前駆体を、2025年12月31日までの移行期間に関する規則「移行期間における報告義務に関する実施規則」付属書II内を基に記載している。なお、CNコードはTARICコード検索ページを参照することができる。

（出所）CBAM移行期間の実施規則

## 【前提】 温室効果ガス排出量の基本的な計算方法

- 温室効果ガスは基本的に、「活動量（燃料・電力の使用量など）× 排出係数（CO<sub>2</sub>換算係数）」で計算する。
- 排出係数は国や出所によって異なるため、適切な排出係数を選ぶ必要がある。

### 温室効果ガス排出算定の基本的な計算式



#### Note

製品カーボンフットプリント（PCF）におけるスコープ1（自社による直接排出）、スコープ2（他社から供給された電気、熱・上記の使用に伴う間接排出）と異なり、CBAMでは直接排出は生産プロセスで消費される温冷熱の発生に伴う排出と定義され、自社・他社から供給を問わない。逆に、間接排出は生産プロセスで消費される電力の発電に伴う排出と定義され、自社による発電であっても間接排出に当たる。

## 【前提】 製品の特定体化排出量の算定式

- CBAMでは、製品の生産過程で直接・間接排出された温室効果ガスの量を、製品1単位あたり（例：1トンあたり）で算定した値である「特定体化排出量」の算定・報告が求められている。
- 前駆体の生産過程で生じた排出量も製品の特定体化排出量に含まれる点に留意する。

### 特定体化排出量の算定式\*

$$\begin{array}{c}
 \text{ステップ5-6} \\
 \text{(p.20~23)} \\
 \text{製品の特定体化排出量}(tCO_2e/t) = \\
 \frac{\text{製品の生産工程に帰属する直接排出量} + \text{間接排出量} + (\text{前駆体の質量} \times \text{前駆体の特定体化排出量})}{\text{生産プロセスで生産された製品の生産量}} \\
 \text{ステップ7} \\
 \text{(p.24)} \\
 \text{ステップ8} \\
 \text{(p.25)}
 \end{array}$$

※ 製品の特定体化排出量は、厳密には機能単位（本スライドではt）あたりのtCO<sub>2</sub>eが求められている。  
（出所）排出量の算出方法に関する実施規則付属書III

## 2-5 | 施設の排出量の算定 (1/3)

- 対象製品を製造する施設で使用した燃料の使用量を、燃料別に把握する。
- 該当する場合、電力の使用量やシステム境界に投入した純熱量・廃ガス量も把握する。

### 施設における活動量\*

#### 1 燃料の使用量



燃料別の使用量 (t/m<sup>3</sup>/TJ) を把握

- 原油
- 天然ガス
- ガソリン
- 灯油
- 重油 など

#### 2 電力の使用量



使用した電力量 (MWh) を、調達源別に把握

- 国内グリッド
- 自家発電 (燃料使用)
- 再エネ (自家消費型)
- PPA契約 等

#### 3 ヒートフロー



施設の外部から供給された蒸気や温水などの純熱量

#### 4 廃ガス発生量



他工程から受け取った、または他工程へ渡した廃ガスの量



#### Note

- 製品の生産に直接または間接的に関連するすべての温室効果ガス排出源および源流を対象とする
- 通常の操業からの排出だけでなく、起動、停止、緊急事態などの異常事象からの排出も報告期間中に含める
- 輸送目的の移動式機械からの排出は除外する (システム境界外)

※ 本資料では、ヒートフロー・廃ガスに関連する排出量はゼロとする。算入の詳細は排出量の算出方法に関する実施規則付属書II・IIIを参照。  
(出所) 排出量の算出方法に関する実施規則付属書III

## 2-5 | 施設の排出量の算定 (2/3)

- 規則で指定されたタイプIIの値がない場合にのみ、タイプIの値を使用する。
- タイプIの場合、燃料や電力が消費された国・地域の排出係数を使用する（×輸出国の排出係数）。

### 適用可能な排出係数

#### タイプ I

- 「排出量の算出方法に関する実施規則」付属書IIのG項に示された標準係数
- 最新のIPCC温室効果ガスインベントリガイドラインに含まれる標準係数
- 過去に実施された実験室分析に基づく値（5年以内）で、燃料または材料を代表すると見なされるもの

#### タイプ II

- 設備が存在する国が、国連気候変動枠組条約事務局への最新の国家インベントリ提出で使用した標準係数
- 国の研究機関、公的機関、標準化団体、統計局などが、より詳細な排出報告のために公表した値
- 燃料または材料の供給者が指定し保証する値で、炭素含有量が95%信頼区間で±1%以内であることを示す証拠がある場合
- 純物質の炭素含有量に関する化学量論値および関連文献に記載されたNCV値
- 過去に実施された実験室分析に基づく値（2年以内）で、燃料または材料を代表すると見なされるもの

#### Note

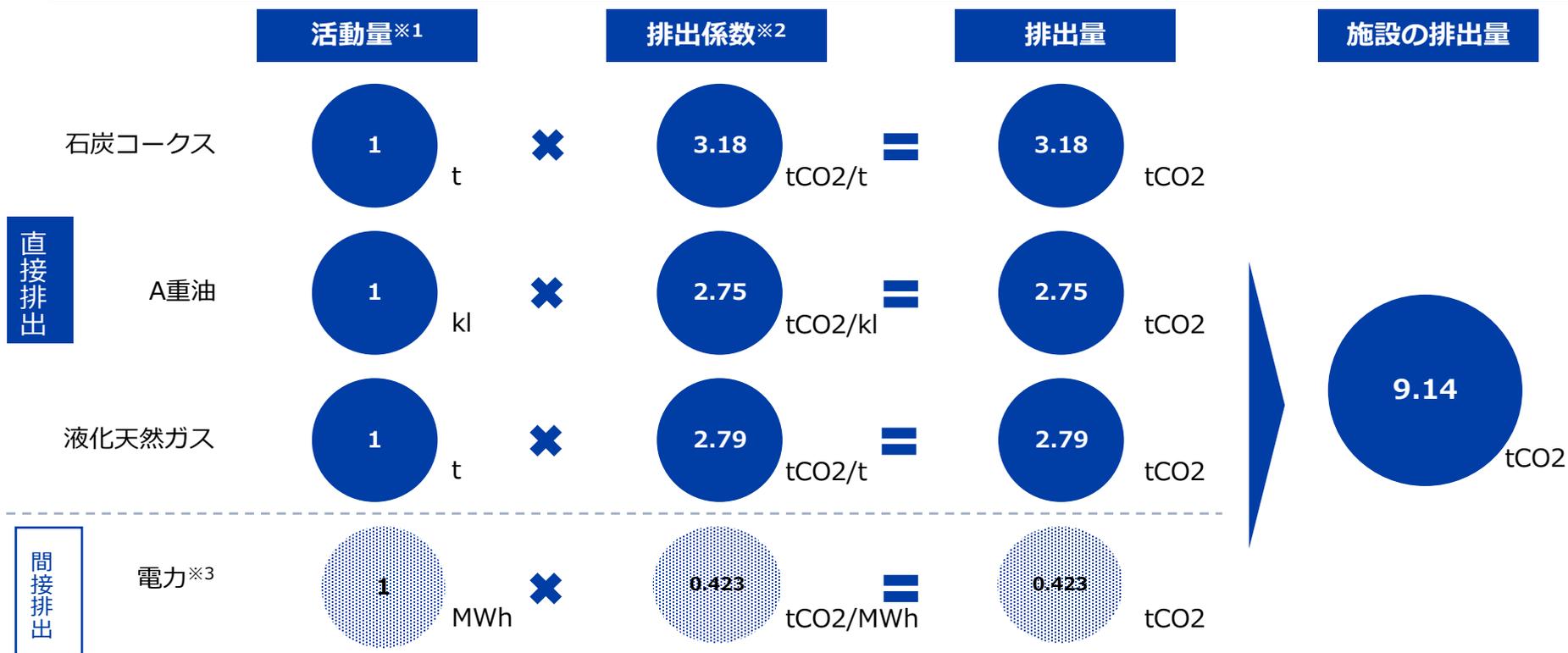
タイプIIの要件から、**日本の場合は環境省が公表する「算定・報告・公表制度における排出係数」（p.33参照）を使用可能と解釈できる**。同様に、事業者別排出係数も使用可能と解釈できるが、係る調達電力の証明が必要になる。

## 2-5 | 施設の排出量の算定 (3/3)

- 各燃料・電力の活動量に、それぞれの排出係数を乗じて燃料・電力別の排出量を計算する。
- 施設の排出量は、各燃料・電力の排出量の合計値。

※ CBAM規則で報告対象となる排出の種類はセクター別に異なる (p.10参照)。本レポートで主に取り上げている鉄鋼製品では直接排出のみが対象だが、セクターによっては間接排出も報告対象となる。

### 例：製品αと製品βを100t生産する施設の排出量計算



※1 排出量計算の例示として特定の燃料を示しているが、鉄鋼生産における燃料構成は設備や地域により異なる。

※2 電力の排出係数は全国平均係数 (R7提出用、R5年度実績)、燃料の排出係数は「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」の (参考1) の値。

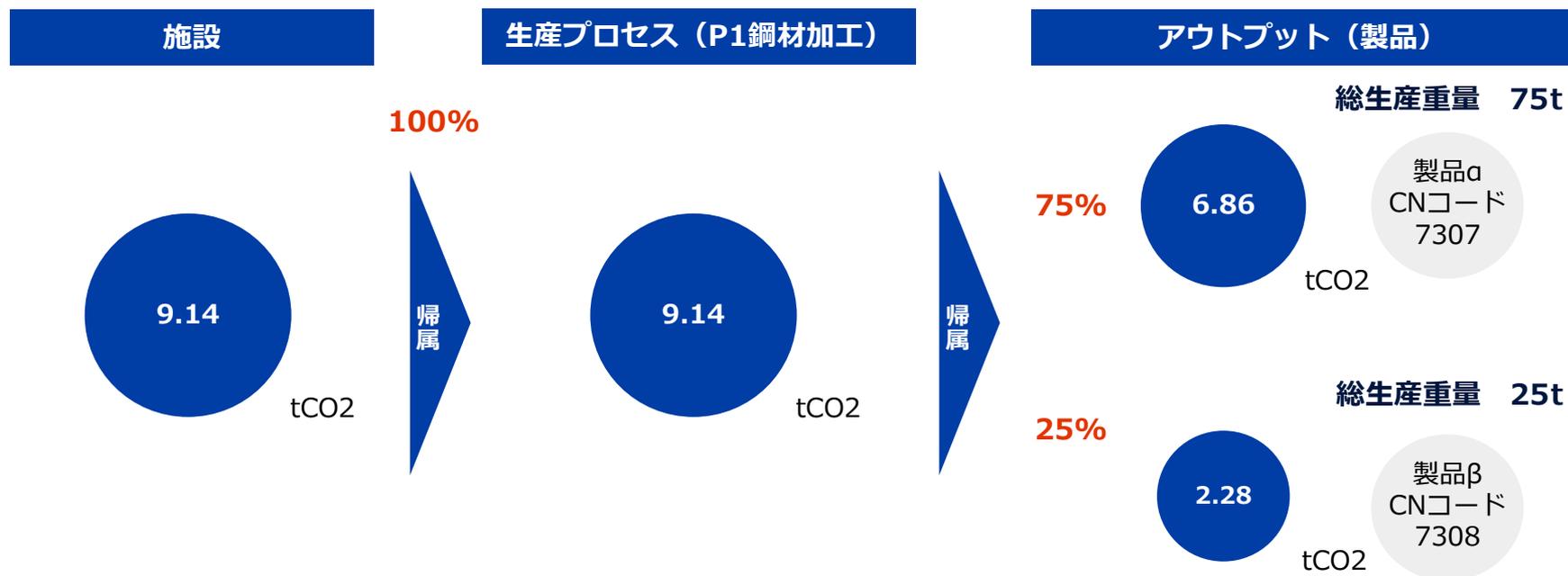
※3 解説および計算の便宜上、鉄鋼製品では本来対象外となる間接排出 (電力の使用に伴う排出) を記載している。燃料を含め活動量は仮定値を使用している。

(出所) 排出量の算出方法に関する実施規則付属書II、環境省「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」

## 2-6 | 生産プロセスへの排出量の帰属

- 生産者は、施設の排出量を生産プロセスおよび製品に帰属させる。
- 測定可能なデータまたは「関連する物理的関係※1」に基づき帰属させる。

### 例：施設の排出量の帰属イメージ※2



※1 排出量の算出方法に関する実施規則付属書IIIのA.2では、複数のアウトプットを生産する生産プロセスの帰属は関連する物理的関係に基づくとし、同箇所ではヒートフロー、廃ガス、機能単位やモル比が基準として挙げられている。本資料では、最も多く採用されるであろう重量比に基づく帰属を例示する。

※2 本資料では、P.15のイメージ図の通り1つの生産プロセスしかないため、施設の排出量＝生産プロセスの排出量となる。  
(出所) 排出量の算出方法に関する実施規則付属書III

## 2-7 | 前駆体の排出量の算定

- 前駆体のサプライヤーから、報告に必要な情報を入手する。
- 前駆体の特定体化排出量にデフォルト値か実測値のどちらを用いるかで必要な情報は異なる（デフォルト値の利用についてはp.26～28参照）。

### 前駆体のサプライヤーへのヒアリング項目と収集データ

#### デフォルト値が使用された前駆体

- CNコード
- 製品名
- 原産国（判明している場合）
- 重量（取引重量）

#### 実測値が使用された前駆体

- CNコード
- 製品名
- 原産国
- 重量（取引重量）
- 報告期間（実際の生産時期を報告する場合はその証明）
- 特定体化排出量（直接排出および必要に応じて間接排出も含む）

（出所）排出量の算出方法に関する実施規則付属書IV



## 2-9 | 算定困難な場合に利用するデフォルト値（1/3）

- 「デフォルト値に関する実施規則付属書」に、CBAM対象製品ごと、国・地域ごとにデフォルト値が設定されている。
- 自社施設の排出量は実測値、前駆体の一部をデフォルト値といった組み合わせでの報告も可。

### 製品（電力以外）の体化排出量

- CBAMデフォルト値に関する実施規則付属書Iに掲載
- CNコード別、国・地域ごとにデフォルト値が設定されており、該当国がない場合は「その他の国と地域」表を使用
- 単位はtCO<sub>2</sub>e/t

### 間接排出の排出係数

- CBAMデフォルト値に関する実施規則付属書IIに掲載
- CBAM規則付属書IIに掲載がない製品（＝間接排出量が報告対象となる製品）が対象
- 電力網由来の間接排出量に適用
- 国別の排出係数（tCO<sub>2</sub>e/MWh）

### 輸入電力の排出係数

- CBAMデフォルト値に関する実施規則付属書IIIに掲載
- 輸入電力そのものが対象
- 国別の排出係数（tCO<sub>2</sub>e/MWh）

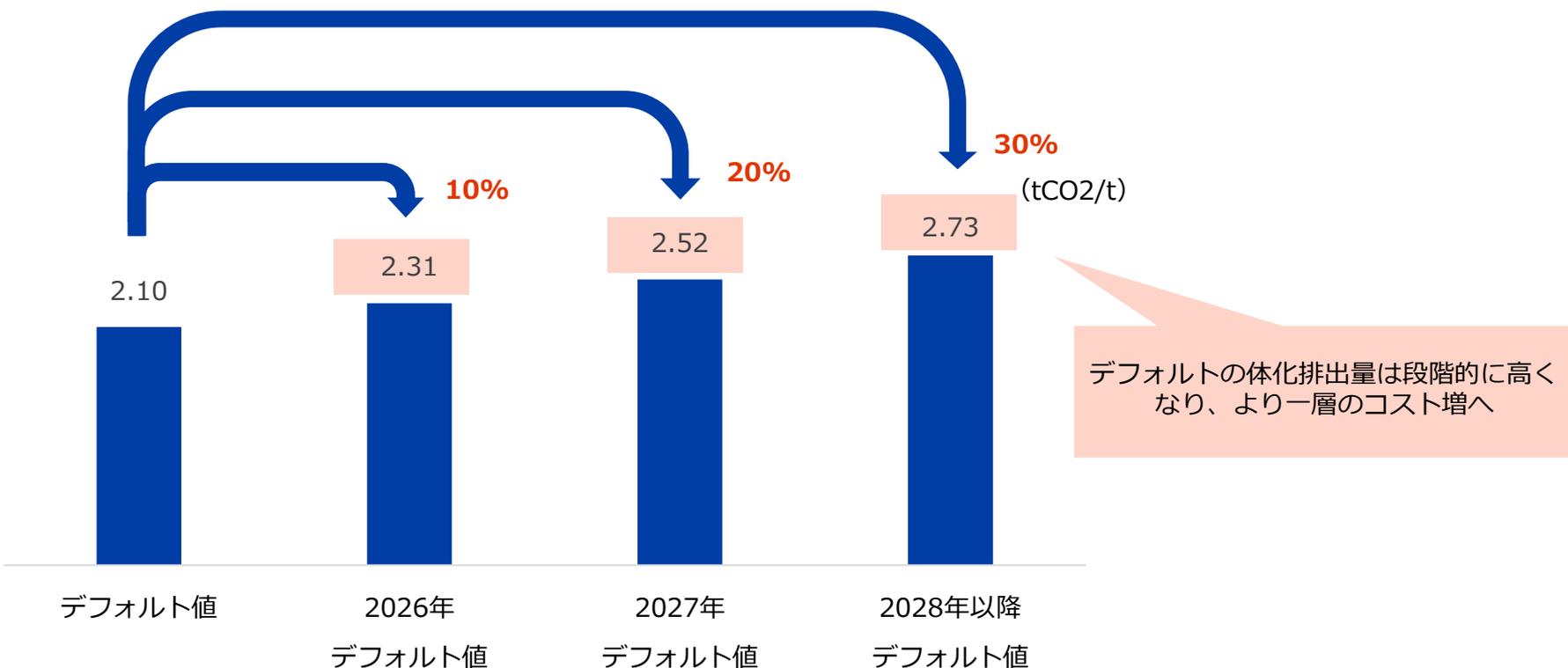
### 生産国不明時の体化排出量

- CBAMデフォルト値に関する実施規則付属書IVに掲載
- 前駆体の生産国が不明の場合に適用
- CNコード別に、排出強度が最も高い第三国のデフォルト値を適用
- 付属書Iと同様のマークアップルール

## 2-9 | 算定困難な場合に利用するデフォルト値（2/3）

- 各生産国の平均値から算定されたデフォルト値が実排出量を下回ることを防ぐために、**デフォルト値に保守的な上乗せ（マークアップ）**を加えられている。
- マークアップは2028年までに10%→20%→30%と段階的に増加する※1,2。

### 例：前駆体γ（CNコード7208、原産国：日本）のデフォルト値の推移



※1 肥料セクターのみマークアップ率は各年1%。

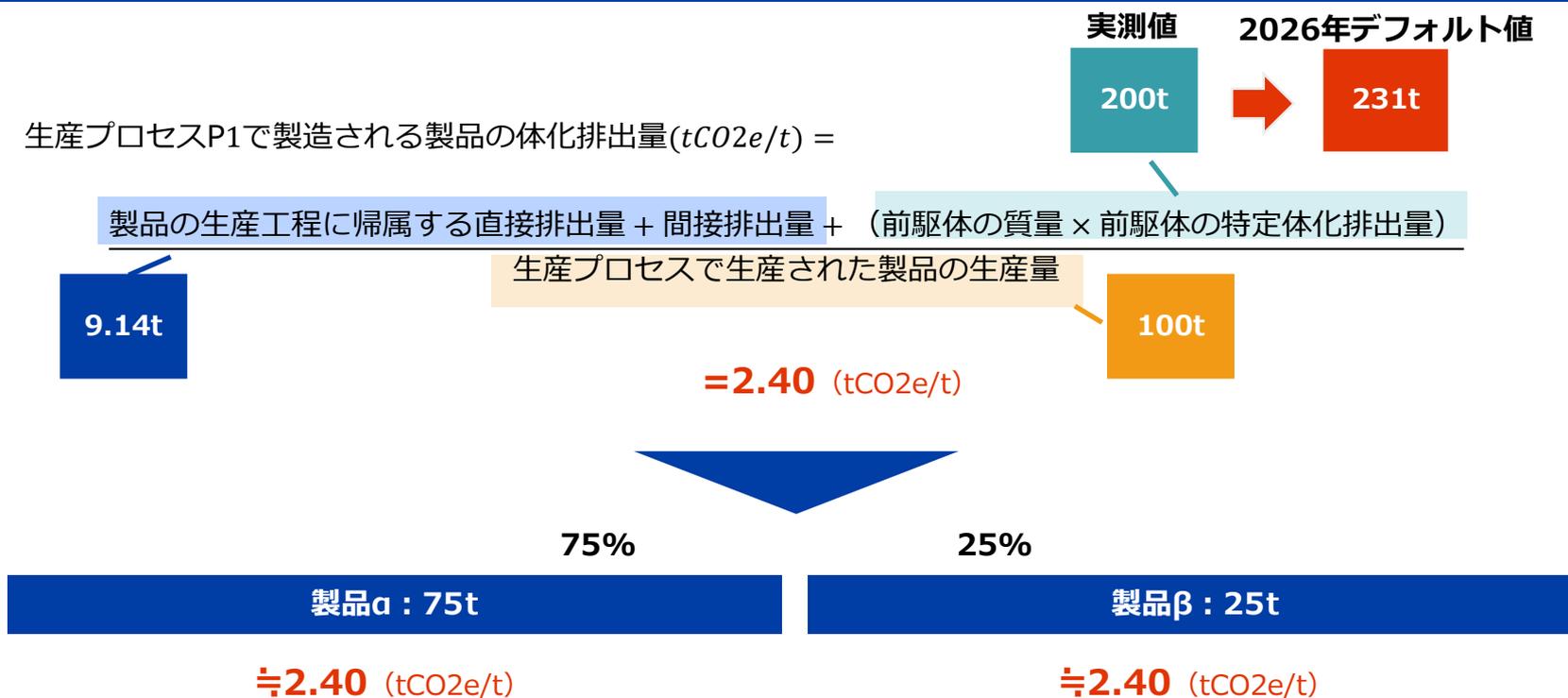
※2 2027年末までにデフォルト値は再評価される予定。

（出所）CBAMデフォルト値に関する実施規則付属書I

## 2-9 | 算定困難な場合に利用するデフォルト値 (3/3)

- 対象製品を2026年に輸入した場合、「デフォルト値に関する実施規則付属書」にCBAM対象製品ごとに国・地域別に定められた「2026年デフォルト値」から選択する。
- デフォルト値の特定体化排出量に当該品目の重量を乗じて体化排出量を算定する。

### 例：前駆体γの体化排出量計算にデフォルト値を利用した場合（CNコード7208、原産国：日本）

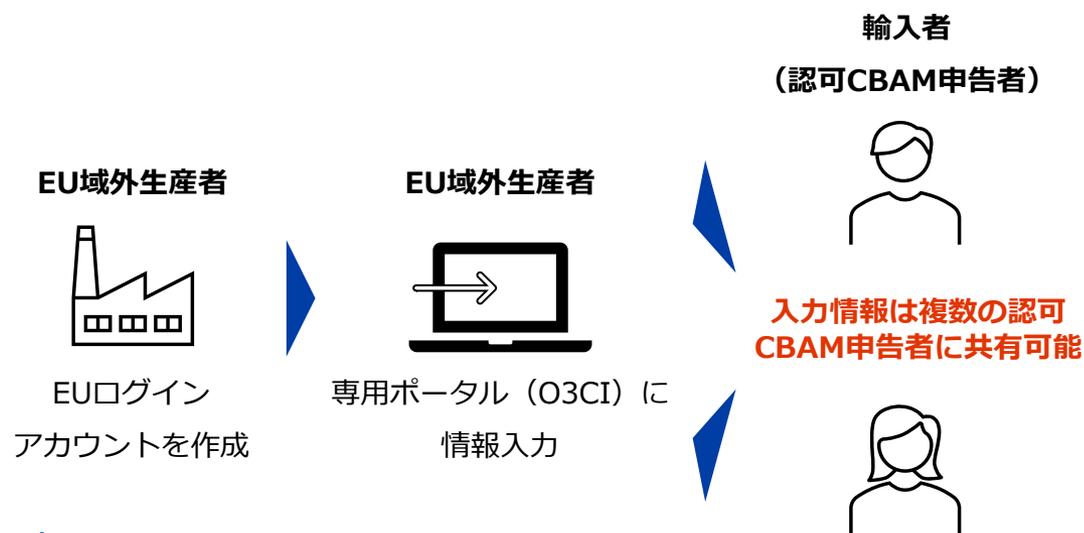


⇒実測値に基づく体化排出量 (2.09tCO<sub>2</sub>/t) より高い値になる

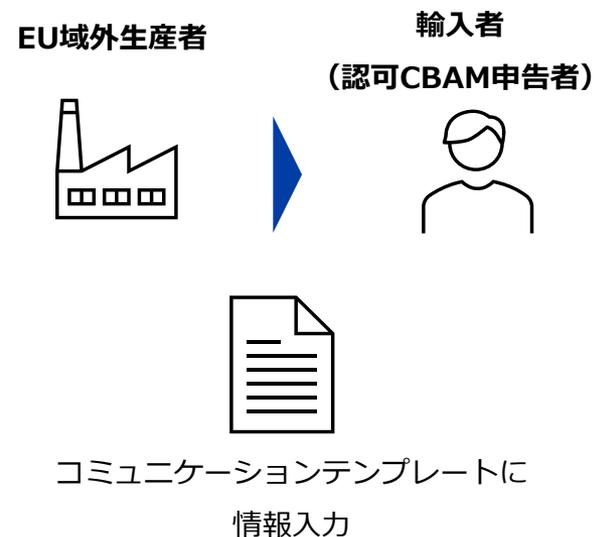
### 3 | 排出量の報告

- 算定した製品の体化排出量は通常 CBAM 登録簿で報告される。移行期間中はコミュニケーションテンプレート（Excel）が用いられていた。
- EU域外生産者は、CBAM登録簿内の専用ポータル（O3CI）に排出量データを直接入力可能。

#### 本格適用における報告



#### 移行期間における報告



#### Note

1. O3CIの操作方法については欧州委員会ウェブサイト動画で紹介されている。本資料末の「主な参考資料」を参照。
2. O3CIの運用開始後もコミュニケーションテンプレートや各社独自のExcelフォーマットを使用した情報のやり取りが依然として行われているため、ジェトロでは参考として、コミュニケーションテンプレートの記入例を示している（p.30～32参照）。

# 【参考】 コミュニケーションテンプレートの記入例（1/3）

## ステップ2：統合製品カテゴリの特定（p.13参照）

### 4 Aggregated goods categories and relevant production processes

#### (a) List of aggregated goods categories, relevant precursors and corresponding production routes

ID	Aggregated goods category	Route	Route 1	Route 2	Route 3
G1	Iron or steel products	All production routes			
G1					
G3					

排出量情報を申告する製品の統合製品カテゴリを記入  
※コミュニケーションテンプレートの場合はプルダウンから選択

## ステップ3：施設と生産プロセスの特定（p.14～15参照）

#### (b) Relevant production processes

ID	Aggregated goods category	Included goods categories listed under (a)						Name
		1	2	3	4	5	6	
P1	Iron or steel products	Only direct production						Steel processing process
P2								
P3								

- (a)で選択した統合製品カテゴリのうち、個別の「生産プロセス」を設定する対象となる統合製品カテゴリを記入
- 生産プロセスが1つの統合製品カテゴリのみの場合は、「直接生産のみ（Only direct production）」を選択
- 複数の生産プロセスがある場合は、個別の生産プロセスの情報を入力

生産プロセス名を記入

## ステップ4：前駆体の特定（p.16～17参照）

### 5 Purchased precursors

ID	Production process	Country code	Route 1	Route 2	Route 3	Route 4	Route 5	Name
PP1	Iron or steel products	JP						PRECURSOR γ
PP2								

- 施設（installation）外で生産され（例：購入品）、施設内で消費されるすべての前駆体を記入
- 生産国を記入 ※国コードは「c\_CodeLists」シート参照

前駆体の名前を記入

# 【参考】 コミュニケーションテンプレートの記入例 (2/3)

## ステップ5 : 施設の排出量の算定 (p.18~22参照)

【直接排出量】 施設のソースストリーム (≒燃料) の使用量 × 排出係数

各燃料の排出量の合計値が直接排出量となる

(a) Calculation based approaches: Source Streams (excluding PFC emissions)

#	Method	Source stream name	燃料の使用量		Net calorific value (NCV)	NCV Unit	排出係数		CO2e fossil (t)
			Activity data (AD)	AD Unit			Emission factor (EF)	EF Unit	
Ex.1	Combustion	Heavy fuel oil	252,000.00	t	45.00	GJ/t	73.00	tCO2/TJ	827,820
Ex.2	Process Emissions	Raw meal for clinker	121,000.00	t		GJ/t	0.09	tCO2/t	10,641
Ex.3	Mass balance	Steel	-1,808,226.00	t		GJ/t			-25,693
1	Combustion	Coal coke	1.00	t		GJ/t	3.18	tCO2/t	3
2	Combustion	Heavy fuel oil A	0.86	t		GJ/t	3.20	tCO2/t	3
3	Combustion	LNG	1.00	t		GJ/t	2.79	tCO2/t	3

以下から選択 (プルダウン)  
 - 燃焼  
 - プロセス排出  
 - マスバランス

ソースストリーム名を記入

活動量 (燃料の使用量) ・単位を記入  
 ※ここでは単位「t」を選択しているため、A重油の密度は0.86 t/klで計算

排出係数の値・単位を記入 (p.22参照)

ここでは鉄鋼を例示しているため、間接排出量は報告対象外となる (p.10参照)

【間接排出量】 電力使用量 × 排出係数

Installation level data:	Unit	Total CO2 emissions	Biomass emissions	Total N2O emissions	Total PFC emissions	Total direct emissions	Total indirect emissions	Total emissions
i. from sheet "B_EmInst"	tCO2e	9	0	0	0	9		
ii. manual entries	tCO2e						0.423	
iii. Results:	tCO2e	9	0	0	0	9	0	9

直接排出量の合計値を記入

間接排出量 (Indirect emissions) を記入  
 ※排出係数はp.21参照

## 【参考】 コミュニケーションテンプレートの記入例 (3/3)

## ステップ7：前駆体の排出量の算定（投入材の体化排出量）（p.24参照）

(a) Total purchased levels:		Production route	Unit	Amounts
1	PRECURSOR γ   Iron or steel products	All production routes	t	100
2		n.a.		
3		n.a.		
Total purchase for possible consumption within installation:			t	100
(b) Consumed in 'production processes' within the installation:			Unit	Amounts
1	Steel processing process		t	100
2				
3				
(c) Consumed for other purposes, e.g. sold or used for non-CBAM goods:			t	0
(d) Control:			t	0
Specific embedded emissions:		PRECURSOR γ		
(e) Emissions embedded in this purchased precursor				
<a href="#">Please click on this link for further guidance on how to complete this section.</a>				
Parameter:		Unit	Value	Source
i. Specific embedded direct emissions (SEE (direct))		tCO <sub>2</sub> e/t	2.310	Default
ii. Specific electricity consumption (for SEE (indirect))		MWh/t	0.000	Unknown
iii. Electricity emission factor (for SEE (indirect))		tCO <sub>2</sub> e/MWh	0.000	D.4(a)
iv. Specific embedded indirect emissions (SEE (indirect))		tCO <sub>2</sub> e/t	0.000	

（出所）欧州委員会「CBAM communication template for installations 2.1.1」（2024年12月13日版）「E\_PurchPrec」シート

前駆体の体化排出量（実測時、デフォルト値等）を記入  
 例：原産国日本、CNコード7208の値。直接排出量は10%マークアップの値（p.27参照）を、間接排出量はN/Aのため0を記入している  
 iiiは排出係数の出所について記入（※「G\_FurtherGuidance」シートから選択）

## Note

- 報告者である輸入者から、生産者に対して任意のフォーマットで情報提供が求められる場合もある。生産者は、輸入者から求められる情報が、CBAM報告に必要な範囲に限られているかを確認することが望ましい。
- 本資料では、企業がExcelを利用した情報のやり取りを行う際の参考として、欧州委員会が移行期間中の情報伝達を円滑にする目的で公開した「コミュニケーションテンプレート」を例に、記入例を示した。コミュニケーションテンプレートは、移行期間中の排出量算定実務を前提に作成されており、一部は移行期間中のみに必要となる項目である点に留意されたい。

# 主な参考資料

発行元	名称	施行・改正日
欧州議会・欧州理事会	<a href="#">CBAM規則</a>	2023年5月17日施行、2025年10月20日改正
欧州委員会	<a href="#">CBAMの簡素化・強化規則</a>	2025年10月20日施行
	<a href="#">排出量の算出方法に関する実施規則</a>	2025年12月25日施行
	<a href="#">CBAMデフォルト値に関する実施規則</a>	2026年1月3日施行（2026年1月1日適用）
	<a href="#">EU域外の施設事業者のためのCBAM実施に関するガイダンス文書 ※日本語、移行期間におけるガイダンス</a>	2023年8月17日発行、2024年4月5日改正
	<a href="#">CBAM Q&amp;A</a>	2024年12月17日※最終更新日
	<a href="#">CBAM登録簿と報告 ※リンク先「e-learning modules about O3CI (Operators of Third Country Installations)」から、EU域外生産者の専用ポータル（O3CI）の操作説明動画（英語）を視聴可能</a>	2026年2月10日※最終閲覧日
	<a href="#">CBAM対象セクター別ウェビナー・Eラーニング等</a>	2024年10月31日
	<a href="#">CBAM コミュニケーションテンプレート</a>	2024年12月18日
	環境省	<a href="#">算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧</a>
経済産業省	<a href="#">CBAM共通フォーマット・使用ガイドライン</a>	2025年2月27日
	<a href="#">ねじ・ボルト等におけるEU-CBAM用算定ガイドライン 第2版 ※移行期間をベースとしたガイドライン</a>	2024年2月初版、2025年2月第2版
日本貿易振興機構 (ジェトロ)	<a href="#">EU炭素国境調整メカニズム（CBAM）の解説（基礎編）</a>	2024年2月
	<a href="#">EU炭素国境調整メカニズム（CBAM）の簡素化規則の解説</a>	2026年2月

# レポートをご覧いただいた後、 アンケートにご協力ください。

(所要時間：約1分)

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20250061>



## レポートに関するお問い合わせ先

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部欧州課



03-3582-5569



ORD@jetro.go.jp



〒107-6006  
東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階

### ■ 免責条項

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

禁無断転載